平成２８年（フ）第１０５号
熊本県上益城郡益城町大字惣領1317番地１
ハーモニー102号、開始決定時の住所熊本県上益城郡益城町大字宮園525番地２
破産者　川原　隆洋
１　決定年月日　平成28年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
熊本県荒尾市蔵満648番地１
破産者　廣瀬　敦子
１　決定年月日　平成28年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２８年（フ）第６号
熊本県玉名市中尾426番地３
破産者　瀧口　　透
１　決定年月日　平成28年８月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第１２７号
福島県郡山市大槻町字中反田８番地の１
破産者　寺地　秀己
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
福島県郡山市八山田３丁目165番地２、住民票上の住所福島県郡山市喜久田町字赤沼向４番地の57
破産者　鈴木はるよ
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２９４号
金沢市円光寺３丁目15番35号、従前の住所石川県小松市吉竹町よ66番地２
破産者　知幸　朋美
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１６号
石川県金沢市八日市１丁目642番地
破産者　米澤　　茂
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１０号
岐阜市蔵前３丁目２番14号
破産者　松本　英美
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第５４号
大津市下阪本６丁目28番10―102号、前住所大津市坂本６丁目25番13号
破産者　山本　晃治
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２８号
京都市右京区梅津尻溝町30番地21、開始決定時の住所京都市右京区梅ケ畑上ノ町29番地
破産者　エス・エヌ・コンサルティングこと
中井　新一
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
京都市上京区一条通御前通西入３丁目西町89番地　ヴィラ・ビアンカⅡ402号、住民票上の住所京都市下京区油小路通四条下る石井筒町529番地　ティファール202号
破産者　Ｈｉｎａｔａ　ｃａｆｅこと　古賀　靖啓
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５０号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵60番地の１
センチュリーアスカⅥ―602号
破産者　松原　　弘
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１１９号
熊本市中央区帯山６丁目２番32号
破産者　長木ひとみ
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２０号
熊本市中央区帯山６丁目２番32号
破産者　長木　正和
１　決定年月日　平成28年８月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２８年（フ）第４０８号
千葉市若葉区西都賀３丁目10番15号サンライフ201号
破産者　赤岩　信次
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４２３号
千葉市中央区中央４丁目４番10号友美ビル１Ｆ
破産者　二宮　由貴（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４３３号
千葉市稲毛区宮野木町1144番地２メゾン宮野木５号
破産者　松沼　友和
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４５６号
千葉市若葉区桜木６丁目23番24号シティコスモ桜木105号
破産者　宮尾　節子
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４８４号
千葉県習志野市東習志野２丁目18番55―1101号
破産者　韮澤亜紀子（旧姓太田・津波古）
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第４９６号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番15棟108号
破産者　関　　羊子
１　決定年月日　平成28年８月17日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係